

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し検討会議設置要綱

（趣旨）

第1条 原子力災害から安全・安心な県民生活を確保するため、平成13年3月に滋賀県地域防災計画（原子力対策編）を策定し、原子力災害に関し県が実施すべき予防対策、応急対策、事後対策について必要な措置を定め、総合的な計画的な事務または業務の遂行に取り組んできたところである。

今回、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、広範囲の周辺住民に避難の指示が出されたことに伴い、滋賀県地域防災計画（原子力対策編）を見直すこととした。

については、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しに向け、有識者等の助言を受けることを目的として、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し検討会議（以下「会議」という。）を設置することとする。

（助言）

第2条 会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、専門的見地から助言を行う。

- (1) 原子力災害発生時の避難計画の作成に関すること
- (2) 環境放射線のモニタリング体制に関すること
- (3) 放射線および放射性物質からの防護に関すること
- (4) リスクコミュニケーションに関すること
- (5) 広域的応援等連携体制に関すること
- (6) 救助・救急対策計画に関すること
- (7) 警備および交通対策計画に関すること
- (8) 緊急被ばく医療計画に関すること
- (9) その他検討委員会の目的達成に必要と認められる事項に関すること

（組織）

第3条 会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 隣接市町関係者
- (3) 防災・減災に取り組む団体関係者
- (4) その他必要と認める者

（議長）

第4条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、互選によって選任する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ議長を代行する者を指名することが

できる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ滋賀県防災危機管理監が招集する。

(意見の聴取)

第6条 会議は、必要と認める者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、防災危機管理局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。